無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年一月二十九日

一　墳墓等所在地　栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺上の入り四九〇五番地

一　墳墓等の名称　上の入り墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　中野岩蔵

一　改葬を行おうとする者　栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺二八三〇番地　牧島　馨

無縁墳墓等改葬公告

合葬して供養するために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年一月二十九日

一　墳墓等所在地　静岡県掛川市大坂六九一九―一

一　墳墓等の名称　東大坂観音堂墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　静岡県掛川市葛ヶ丘三丁目七―七　和田博幸

無縁墳墓等改葬公告

墓地管理の適正化をはかるために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内に大谷本廟墓地係までお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁墳墓として遺骨を改葬しますのでご承知ください。

平成二十二年一月二十九日

一、墳墓等所在地　京都府京都市東山区五条橋東六丁目五一四

一、墳墓等の名称　大谷墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　すべて本籍不詳、奥田勝治、北村隆一、山本氏、茶谷佐助・飴屋平十郎、浅井兵左ヱ門・源兵衛、中西平右門・菱屋安兵衛、太田近江、加賀屋五郎兵衛、越後屋加左ヱ門、内田屋半兵衛、日野、小森氏、成瀬君江、山田源兵衛、亀谷磯平、内山権右ヱ門・弥三兵衛、田中久兵衛、米屋喜兵衛、桑原つる、山田定七、北川清七、下原氏・荒木氏・佐伯文助、山田すえ、小西平吉・きく、出口惣兵衛、山田儀助、坂井昌枝、中嶋家、岡野弥七、小川住栄、澤治助、飯田新兵衛、北脇庄一、七澤為次郎、米屋徳兵衛、鍵屋庄右ヱ門、椿本伊右ヱ門、桑島清蔵、田中鉱平、柚木藤兵衛、明圓寺、瓦屋久左ヱ門、小林又右ヱ門、小森まき、木綿屋三良左ヱ門、芝本武也、滝賢三郎・上野宗兵衛、菱屋文助・橋本庄兵衛、角川、堀野氏、家具屋利兵衛、西本友次郎、西村いゑ、田代亀三郎、釋教力、住吉屋半兵衛、気山、法雲寺、くるしまや八郎兵衛、岡田安兵衛、丸多屋仙右ヱ門・村田、山辺、槻河内秀幸、川崎弥助、番馬、安福弘、赤井氏、山本太三、佐々木善兵衛、椙田太良衛、冨永武右ヱ門、釋尼妙貞、亀山清子、松本惣兵衛、内藤隆司、木下庄兵衛、金森宗八、田附裕樹、中川きく、木嶋甚三郎、櫻井舛二、荒木慶次郎、福田鈴子、葛城義一、清水八重子、木下竹之助、五嶋伊太郎、藤村清次郎、谷川てふ、野辺氏、池田貢、中村作太郎、森田氏、伊藤三雄、中島市蔵、大辻垓太郎、松原三郎、堀内稔之、藤田武彦、中村時夫、堀次恒嘉、山口嘉蔵、大井久吉、原田耕治、須本アキヱ、松岡重正、野村友吉、川西隆志、角南高徳、中筋忠浩、丸野秀弥、川原満孝、西川カツヱ、中村一穂、山本巌、大井キク、大上岩次郎、小泉治子、山川時子、川合由典

一、改葬を行おうとする者　京都府京都市東山区五条橋東六丁目五一四　墓地管理者　藤井純惠

信託受益権販売業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府・法務省令第五号）第二条第一項の規定により次のように公告します。

一、供託者の商号　株式会社ユービー

二、所在地　大阪市北区大淀南三丁目一一番四号

三、代表者の氏名　上原勇一郎

四、取戻しをしようとする営業保証金の額

金一〇、〇〇〇、〇〇〇円

五、右の者（登録番号近畿財務局長（売信）第九十七号）の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第二百三条第四項の権利を有していた者は、平成二十二年七月二十九日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令別紙様式第一号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出して下さい。

六、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥されます。

平成二十二年一月二十九日

大阪市北区大淀南三丁目一二番四号

株式会社ユービー

代表取締役　上原勇一郎

投資顧問業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府・法務省令第五号）第二条第一項の規定により次のように公告します。

一、供託者の商号　ＳＭＢＣフレンド証券株式会社

二、所在地　東京都中央区日本橋兜町七番一二号

三、代表者の氏名　遠藤　修

四、営業所名

本店

協働事業推進部（東京）

過去の営業所の名称変更及び統廃合の状況

・平成十八年十二月二十七日付けで、資産運用アドバイザリー部（東京）、資産運用アドバイザリー部（東京西）、資産運用アドバイザリー部（大阪）、資産運用アドバイザリー部（神戸）を新設

・平成二十一年四月一日付けで、協働事業推進部（東京）、協働事業推進部（東京西）、協働事業推進部（大阪）、協働事業推進部（神戸）に名称変更

・平成二十一年十月九日付けで、協働事業推進部（東京西）、協働事業推進部（大阪）、協働事業推進部（神戸）を廃止

五、取戻しをしようとする営業保証金の額

金七五、〇〇〇、〇〇〇円

六、右の者（登録番号関東財務局長第一五五〇号、認可番号内閣総理大臣第七三号）の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第四十条第三項の権利を有していた者は、平成二十二年七月二十九日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令別紙様式第一号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。

七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥されます。

平成二十二年一月二十九日

東京都中央区日本橋兜町七番一二号

ＳＭＢＣフレンド証券株式会社

代表取締役　遠藤　修

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 22 年１月 29 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社アイ．エヌ．エス　②東京都知事(1)8342　③代表取締役　大西正一　④東京都台東区上野１丁目12番６号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都台東区上野１丁目12番６号　株式会社アイ．エヌ．エス　代表取締役　大西健之